公安委員会 説明資料No. 1	「警察官職務執行法第六条の二第八項の規定に基づく管理者への通知等に関する規則案」について	令和８年９月10日 サイバー警察局

１　趣旨

「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和７年法律第43号。以下「整備法」という。）による改正後の警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）」の施行に伴う国家公安委員会規則を制定するもの。

２　規則案の概要

(1)　管理者への通知（第２条関係）

管理者への通知は、電子メールを送信する方法その他の方法により行うものとすること等を定める。

(2)　関東管区警察局長による報告等（第３条関係）

関東管区警察局長は、サイバー危害防止処置をとる必要があると認めるときは、その旨を速やかに警察庁長官（以下「長官」という。）に報告しなければならないこと等を定める。

(3)　警察本部長による報告等（第４条関係）

警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、サイバー危害防止処置をとる必要があると認めるときは、その旨を速やかに長官に報告しなければならないこと等を定める。

(4)　サイバー危害防止処置の記録（第５条関係）

サイバー危害防止措置執行官は、サイバー危害防止処置の状況を書面又は電磁的記録媒体に記録しなければならないこと等を定める。

(5)　合同処理（第６条関係）

関係都道府県警察の警察本部長は、警察法（昭和29年法律第162号）第61条の２第１項の規定により、合同処理を行わせる場合は、合同処理に係る都道府県警察、合同処理に係る事案等をその内容に含む協定を締結しなければならないこと等を定める。

(6)　国家公安委員会への報告等（第７条関係）

長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、関東管区警察局及び都道府県警察におけるサイバー危害防止処置の実施に関し、法第６条の２第４項の承認の求め及び法第６条の２第９項の規定による通知並びに当該承認のそれぞれの件数及び概要等を報告するものとすること等を定める。

３　意見公募手続の実施結果

本規則案について、意見公募手続（令和８年７月24日から同年８月22日まで）を実施した結果、24件の意見が寄せられた。

意見を踏まえ、サイバー危害防止処置の実施の状況について、警察庁長官又は警察本部長が必要があると認めるときにも、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に報告することとするほか、所要の技術的修正を行うこととする。

４　施行期日

整備法の施行の日（令和８年10月１日）

公安委員会 説明資料No. 2	ネパール・中国の国境付近で発生した大規模な洪水及び土石流被害に対する国際緊急援助隊（専門家チーム）の派遣について	令和８年９月10日 長官官房 刑事局

１　国際緊急援助隊（専門家チーム）派遣の経緯

○　８月26日午前（現地時間）、ネパールと中国の国境付近に位置するネパールラスワ郡及び中国チベット自治区シガツェ市で大規模な洪水及び土石流が発生。

○　ネパール政府からの援助要請を受け、９月３日午後、外務省から当庁に対し、国際緊急援助隊の派遣に関する法律第３条に基づく国際緊急援助隊（専門家チーム）派遣に関する協議があり、これに応じることとしたもの。

２　国際緊急援助隊（専門家チーム）の編成

(1)　警察からの派遣人員

警察からは、次の計５名を派遣。

・　警察庁２名（長官官房企画課、刑事局犯罪鑑識官から警視２名）

・　警視庁３名（刑事部鑑識課から警部１名、警部補２名）

(2)　専門家チームの編成

外務省（団長）以下、警察庁、独立行政法人国際協力機構（JICA）等から、７名で編成。

３　派遣日程

９月４日（金）から（帰国日未定）

４　国際緊急援助隊（専門家チーム）の活動状況

９月４日（金）　　ネパール（カトマンズ空港）到着

５日（土）以降　現地医療機関、警察等と連携して活動を開始

５　警察庁からの国際緊急援助隊（専門家チーム）派遣実績

○　国際緊急援助隊の派遣は、今回が18回目。前回は令和５年２月トルコ地震時に派遣。

○　そのうち「専門家チーム」の派遣は、今回が４回目。前回は平成30年２月台湾東部地震時に派遣。

公安委員会 説明資料No. 3	「警備業への外国人材の受入れに関する検討会」の開催について	令和８年９月10日 生活安全局

１　趣旨

昨今、警備業において人手不足が深刻化していることを踏まえ、警備業における育成就労外国人及び特定技能外国人の受入れに係る妥当性や受入れの在り方等について、各方面の専門家による検討を行っていただくもの。

２　有識者委員

○　岡部　みどり　上智大学法学部教授
○　杉田　昌平　弁護士法人 Global HR Strategy 代表弁護士
○　田中　智仁　仙台大学体育学部教授
○　寺田　麻佑　一橋大学大学院
　　ソーシャル・データサイエンス研究科教授
○　山田　洋　一橋大学名誉教授

（敬称略、五十音順）

３　業界団体

○　黒木　慶英　一般社団法人全国警備業協会専務理事

（敬称略）

４　警察庁出席者

○　生活安全局長
○　長官官房審議官（生活安全局担当）
○　生活安全局生活安全企画課長
○　生活安全局生活安全企画課生活安全産業室長

５　予定

令和８年９月16日（水）　第１回会議

公安委員会 説明資料№. 4	ＤＮＡ型鑑定アドバイザーの委嘱について	令和８年９月10日 刑事局

１　概要

令和８年６月に取りまとめた「佐賀県警察に対する特別監察結果報告書」を踏まえ、ＤＮＡ型鑑定の適正確保を徹底するため、ＤＮＡ型鑑定に知見を有する外部有識者をＤＮＡ型鑑定アドバイザーとして委嘱し、必要に応じて専門的な意見を聴取できる体制を整備したもの。

２　委嘱内容

(1)　委嘱先

○　氏名：玉木　敬二（たまき　けいじ）
　　役職：京都大学名誉教授

○　氏名：青木　康博（あおき　やすひろ）
　　役職：名古屋市立大学名誉教授

○　氏名：黒崎　久仁彦（くろさき　くにひこ）
　　役職：東邦大学教授

(2)　任務

・　都道府県警察に対する指導方針等についての助言
・　教養の実施
・　その他ＤＮＡ型鑑定の適正確保に向けた警察庁の各種取組についての助言

(3)　委嘱期間

令和８年９月１日から令和10年８月31日までの間（２年間）

３　その他

刑事局長名の委嘱状を交付

公安委員会 説明資料№. 5	令和８年秋の全国交通安全運動の実施について	令和８年９月10日 交通局

１　実施期間

９月21日(月)から同月30日(水)までの10日間
（交通事故死ゼロを目指す日　９月30日）

２　主催

内閣府･警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村及び関係13団体

３　運動重点

⑴〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
⑵〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
⑶〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

４　運動重点に関連する交通事故の特徴

⑴　総論
交通事故死者数は、秋から年末にかけて増加する傾向
⑵　運動重点⑴関係
○　状態別死者数は、３月から９月は「自動車乗車中」が最多、10月以降は「歩行中」が最多
○　10月以降、夜間の歩行中死者・重傷者数が大幅に増加
○　歩行中死者・重傷者数は児童は10月が最多、高齢者は12月が最多
⑶　運動重点⑵関係
○　10月以降、夕暮れ時の死亡事故件数が増加
○　飲酒運転による死亡・重傷事故件数は12月が最多
○　携帯電話等使用による死亡・重傷事故件数は10月が最多
⑷　運動重点⑶関係
○　平成28年以降、自転車乗用中の死者数は減少傾向にあるが、「法令違反あり」の構成率は８割前後で高止まり
○　特定小型原動機付自転車関連事故のうち、「飲酒あり」の構成率は自転車等と比較して高いが、令和７年は減少
※　⑷を除き、令和３年から７年までの交通事故死者・重傷者数及び交通死亡・重傷事故件数を分析したもの

公安委員会 説明資料№. 6	愛知・名古屋2026アジア・アジアパラ競技大会に向けた警備諸対策について	令和８年９月10日 警　　備　　局

１　愛知・名古屋2026アジア・アジアパラ競技大会の開催概要

○　正式名称　第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）
　　愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会

○　運営組織　公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

○　参加国等　45の国・地域（令和８年８月末時点）

２　主要日程

(1)　アジア競技大会
- 開会式（９月19日）
- 閉会式（10月４日）

(2)　アジアパラ競技大会
- 開会式（10月18日）
- 閉会式（10月24日）

３　警備諸対策

(1)　競技会場における警備措置
- 自主警備と連携した会場内外の警戒等の実施

(2)　警衛・警護
- 国内外から様々な要人が来訪する可能性を踏まえた態勢の確保

(3)　雑踏対策
- 競技会場周辺での整理誘導等ラストマイル対策の実施

(4)　海上警戒
- 海上保安庁と連携した警戒船による海上警戒の実施

(5)　サイバー攻撃対策
- 競技会場等への管理者対策や官民連携によるサイバー事案発生を想定した共同対処訓練等の実施による対処態勢の確保

(6)　ドローン対策
- ドローン対策隊による検知・対処資機材を活用した警戒の実施
- 小型無人機等飛行禁止法に基づく一時的な飛行禁止エリアの指定

(7)　交通対策
- 競技会場等の周辺における自動車利用抑制等の呼びかけや必要に応じた交通規制等の実施

(8)　ローン・オフェンダー（ＬＯ）等対策
- 警察庁「アジア大会ＬＯ脅威情報統合センター」の設置
- 総合的な管理者対策の推進

公安委員会 説明資料No. 7	令和８年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について	令和８年９月10日 サイバー警察局

第１　概要

令和８年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢と警察の取組について取りまとめたもの。

第２　サイバー空間の脅威情勢と警察の取組

１　サイバー空間の脅威情勢

(1)　高度な技術を悪用したサイバー攻撃

・　ぜい弱性探索行為等の不審なアクセス件数は、大幅に増加しており、その大部分の送信元が海外（前年同期比51％増）

・　令和８年上半期におけるランサムウェアの被害報告件数は123件と半期の件数として過去最多。

(2)　インターネット空間を悪用した犯罪

インターネットを利用した犯罪は右肩上がりで増加しており、そのうち、詐欺が９割。令和８年上半期におけるインターネットを利用した詐欺の被害額は1,755億円（前年同期比45％増）

(3)　違法・有害情報

インターネット上には、違法情報のほか有害情報等が存在。令和８年上半期のＩＨＣにおける違法・有害情報の判断件数は7万1,704件（前年同期比46％増）。

２　警察の取組

(1)　検挙に向けた取組

令和８年上半期におけるサイバー犯罪の検挙件数は7,607件（前年同期比15％増）。当該検挙件数のうち、マネー・ローンダリング関連の犯罪の検挙件数は1,945件（前年同期比37％増）。

(2)　被害の未然防止・拡大防止に向けた取組

令和８年７月、米国及び韓国等と共に、「北朝鮮IT労働者に関する各国・企業等に対する注意喚起」を公表し、北朝鮮がIT労働者を外国に派遣していること、その収入が北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源になっていることなどを指摘。

(3)　基盤整備に向けた取組

令和８年度当初予算におけるサイバー予算は66億7,900万円（前年度比17％増）と令和４年度以降一貫して増加。